佐賀県告示第240号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から 次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

令和3年7月20日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林予定森林の所在場所

藤津郡太良町大字糸岐字板ノ坂 5253 番、5254 番、5284 番 1、5290 番、5291 番、5295 番、5298 番 1、5299 番、字御手水 6009 番、6011 番 109、字風配 6172 番 1、6172 番 5、字当木 6503 番 68、6503 番 104、6503 番 157

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及 び太良町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)